

「投資信託総合取引約款」改正部分対比表

(令和2年4月1日改正)

改正前	改正後
<p>1. 投資信託受益権振替決済口座管理規定</p> <p>(新設)</p> <p><u>2.2. (規定の変更)</u> この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</p> <p>2. 投資信託受益権累積投資約款</p> <p>(新設)</p> <p><u>1.0. (その他)</u> (3) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他、その必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあり</p>	<p>1. 投資信託受益権振替決済口座管理規定</p> <p><u>2.2. (成年後見等の届出)</u> 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。お客様の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様にお届けください。</p> <p><u>2.3. (規定の変更)</u> (1) この規定は民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p> <p>2. 投資信託受益権累積投資約款</p> <p><u>1.0. (成年後見等の届出)</u> 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。お客様の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様にお届けください。</p> <p><u>1.1. (その他)</u> (3) この約款は民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な</p>

改正前	改正後
<p><u>ます。変更を行う旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>(新設)</p> <p>3. 投資信託定時定額購入取扱規定</p> <p>(新設)</p> <p>16. (その他)</p> <p><u>(3) この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。</u></p> <p><u>(4) 前項によるこの約款の変更は、変更後の約款の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p> <p>3. 投資信託定時定額購入取扱規定</p> <p>16. (成年後見等の届出)</p> <p><u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。お客様の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様にお届けください。</u></p> <p>17. (その他)</p> <p><u>(3) この規定は民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。</u></p> <p><u>(4) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p>

改正前	改正後
<p>4. 金銭の振込先指定方式取扱規定</p> <p>(新設)</p> <p>1 1. (この規定の変更)</p> <p><u>この規定は法令の変更または監督官庁の指示その他その必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p>	<p>4. 金銭の振込先指定方式取扱規定</p> <p><u>1 1. (成年後見等の届出)</u></p> <p><u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。お客様の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様にお届けください。</u></p> <p><u>1 2. (この規定の変更)</u></p> <p><u>(1) この規定は民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。</u></p> <p><u>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p>
<p>5. 特定口座約款</p> <p>(新設)</p> <p>第20条 (約款の変更)</p> <p><u>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時</u></p>	<p>5. 特定口座約款</p> <p><u>第20条 (成年後見等の届出)</u></p> <p><u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。お客様の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様にお届けください。</u></p> <p><u>第21条 (約款の変更)</u></p> <p><u>1. この約款は民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき変更されること</u></p>

改正前	改正後
<p><u>期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p>	<p><u>があります。</u> <u>2. 前項によるこの約款の変更は、変更後の約款の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p>